

神奈川県監査委員公表第 10 号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成 30 年 7 月 27 日

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣
 同 高 岡 香
 同 太 田 眞 晴
 同 佐 藤 光
 同 高 橋 稔

1 措置の対象となった監査の結果

平成 29 年 12 月 8 日（神奈川県公報号外第 53 号）神奈川県監査委員公表第 13 号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち教育委員会及び公安委員会を除く 51 箇所（既報告の 27 箇所を除く。）に係る 81 事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

(1) 政策局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室	平成29年 8 月 29 日（平成 29 年 7 月 12 日及び同月 13 日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 1 臨床研究・治験に係る専門人材の育成等事業業務委託契約（契約額14,810,000円）に係る個人情報処理の再委託について、契約で定められた再委託の承諾依頼に関する書類に記載すべき項目が不足しているにもかかわらず、これを承諾していた。 2 マイME-BYOカルテ実証事業事務局運営委託契約（契約額9,912,672円）について、契約期間の開始日が平成28年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同年4月30日までに契約すべきところ、同年5月27日に締結していた。	不適切事項の契約事務については、次のとおり措置した。 1 個人情報処理の再委託承諾については、契約内容の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、必要項目の確認を徹底するよう職員に対して周知することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 契約締結については、経理担当課との情報共有が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、進行管理を徹底するよう職員に対して周知することにより、適正な事務執行に努めることとした。

政策局総務室	平成29年8月29日(平成29年7月12日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 予算の執行において、切手の購入(2,900円)に当たり、「(節)役務費」で執行すべきところ、「(節)需用費」で執行していた。</p> <p>2 支出事務において、小田原合同庁舎の施設等維持管理に関する契約(契約額55,284,120円)の第1四半期分13,821,030円の支払について、契約で定められた期限までに支払っていなかった。</p> <p>3 契約事務において、テレビ広報番組「カナフルTV」の制作・放送等業務委託契約ほか4件(契約額計678,223,152円)について、契約期間の開始日が平成28年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同年4月30日までに契約すべきところ、いずれも同年5月に締結していた。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 予算の執行については、執行何や支出命令等の決裁時のチェックが不十分だったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数職員のチェックを徹底することにより、適切な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 支出事務については、進捗管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、職員への注意喚起と契約内容の確認を徹底することにより、適切な事務執行に努めることとした。</p> <p>3 契約事務については、事業担当課及び契約相手との連絡調整が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、事業担当課とも連携を密にすることにより、4月中に契約手続きが完了するよう、適切な執行に努めることとした。</p>
--------	----------------------------	--	---

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター	平成29年4月24日(平成29年2月27日から同年3月2日まで職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>財産管理事務において、行政財産の使用許可の手続を行わずに支線を設置させているものがあつた。これにより、平成28年度における使用料2件、1,660円が徴収不足であつた。</p>	<p>不適切事項については、使用者との連絡が不十分であつたことから手続が遅れてしまったものであり、平成29年3月21、22日に使用許可の手続を完了している。</p> <p>今後は、このようなことがないように、職員相互の確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県湘南地域県政総合センター	平成29年4月25日(平成29年3月2日、同月3日、同)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 契約事務において、清掃業務委託契約(契約額12,781,800円)の実施に当た</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 契約事務については、委託</p>

	<p>月 6 日及び同月 7 日職員調査)</p>	<p>り、変更契約の手続を行わずに受託者に対し清掃対象箇所を変更する旨の指示を行っていた。また、その後も当該契約内容の変更手続を行っていなかったため、契約額が 19,440円過大であった。</p> <p>2 補助金交付事務において、平成28年度補助営団体林道整備事業補助金（交付決定額 766,000円）の交付に当たり、神奈川県林道事業補助金交付要綱の規定に基づく遂行状況報告書を提出させておらず、また、補助事業者が関係機関あてに発した文書により、補助事業が予定の期間内に完了しないことを知ったにもかかわらず、補助事業者に報告を求めるなどの対応をしていなかった。</p> <p>3 財産管理事務において、行政財産である水源林の立木（スギ93本、ヒノキ52本）の伐採に当たり、用途廃止及び処分の手続をせずに行政財産のまま売却（2件、24,500円（税抜））をしていた。</p>	<p>に係る変更契約の事務手続についての理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、関係規定等の理解の向上を図るとともに、複数職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 補助金交付事務については、補助事業の実施状況に係る確認・点検及び連絡・調整不足によるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、関係機関との連絡と所属内での執行状況の確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>3 財産管理事務については、行政財産である立木の用途廃止及び処分に係る事務手続についての理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、関係規定等の理解の向上を図るとともに、複数職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
<p>神奈川県西地域県政総合センター</p>	<p>平成29年 4月 27日（平成29年 3月 8日から同月10日まで及び同月13日職員調査)</p>	<p>（不適切事項）</p> <p>支出事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>1 クロサギの生息調査に係る船舶の借り上げ代金（1件、14,000円）の支払に当たり、支払日が履行確認後三月を超えていた。</p> <p>2 電気料の支払に当たり、口座振替指定日までの支出手続を失念していたものが2件（平成28年 3月分498円、同年10月分494円）あった。これにより、前渡金受領職員公共料金口座の残高不足が生じたため、後納郵便料2件（同年 3月分 25,784円、同年10月分 23,440円）が口座振替指定日より後に支払われていた。</p>	<p>不適切事項の支出事務については、次のとおり措置した。</p> <p>1 船舶の借り上げ代金については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 電気料の支払については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

(2) 総務局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	平成29年8月30日（平成29年7月19日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 予算の執行において、レーザープリンタ1台の購入（積算額119,980円（税抜）、執行額77,120円（同））に当たり、「（節）備品購入費」で執行すべきところ、「（節）需用費」で執行していた。</p> <p>2 契約事務において、産業廃棄物の運搬及び処分委託契約6件（支出額計3,133,808円）の締結に当たり、契約書に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則により義務付けられている、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項及び委託契約を解除した場合の処理されない廃棄物の取扱いに関する事項の記載を行っていなかった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 予算の執行については、適用すべき節の確認が不十分であったことによるものである。今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 契約事務については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の関係法令の理解が不十分であったことによるものである。今後は、このようなことがないように、関係法令の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
組織人材部 人事課	平成29年8月30日（平成29年7月20日職員調査）	<p>(要改善事項)</p> <p>知事部局の職員が行う旅行について、レンタカーの使用が県外旅行に限定されていて、県内旅行において、レンタカーを使用して機材を運搬したほうが経済的であり、効率的に業務目的が達せられる場合でも、レンタカーの使用は認められていなかった。</p> <p>（以下平成29年12月8日付（神奈川県公報号外第53号）神奈川県監査委員公表第13号中、第3 監査の結果 4(2)①のとおり。）</p>	<p>要改善事項については、「レンタカーの公務使用に関する取扱要綱」に県内旅行におけるレンタカーの使用について明記していなかった点を見直し、平成29年12月25日に同要綱を改正し、真に必要な場合には荷物の運搬を目的とする県内旅行においてもレンタカーの使用が可能とした。</p>
組織人材部 文書課	平成29年8月30日（平成29年7月19日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>予算の執行において、レーザープリンタ1台の購入（積算額119,980円（税抜）、執行額77,120円（同））に当たり、「（節）備品購入費」で執行すべ</p>	<p>不適切事項については、適用すべき節の確認が不十分であったことによるものである。今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認</p>

		きところ、「(節) 需用費」で執行していた。	体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
財産経営部 施設整備課	平成29年8月30日(平成29年7月25日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、人事給与システムに入力されていなかったため、週休日等に勤務し、振替を行わなかった職員4名に対して、時間外勤務手当12件、173,452円を支給していなかった。	不適切事項については、本庁庁舎地震・津波対策工事の監督のため週休日等に勤務した職員が、週休日等の振替に努めたが、週休日等の勤務が多かったため、期間内に振り替えられなかった際に時間外勤務手当の申請を失念し、所属としても看過したことによるものであり、平成29年11月16日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないように、職員相互及び承認者の確認の徹底を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。
財産経営部 庁舎管理課	平成29年8月30日(平成29年7月26日職員調査)	(不適切事項) 1 契約事務において、産業廃棄物の運搬及び処分の委託契約6件(支出額計3,133,808円)の締結に当たり、契約書に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則により義務付けられている、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項及び委託契約を解除した場合の処理されない廃棄物の取扱いに関する事項の記載を行っていなかった。 2 財産管理事務において、県庁分庁舎における事務室の使用許可2件について、分庁舎の解体による事務室の第二分庁舎等への移転に伴い、使用許可を取り消すとともに既納使用料の一部を還付し、新たに第二分庁舎等の使用を許可すべきところ、使用許可の取消しを行う時機を逸したため、使用許可の取消し、既納使用料の還付及び新規の使用許可が三月を超えて遅延していた。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 契約事務については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の関係法令の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係法令の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 財産管理事務については、進行管理及び確認体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
安全防災部危機管理対策課	平成29年7月21日（平成29年6月7日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>1 可搬型連続ダストモニタ測定システム整備業務委託により新設したダストモニタ設備等の工作物12件（取得価額計85,205,088円）を工作物台帳に登録していなかった。</p> <p>2 電柱（本柱）の使用許可について、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部改正に伴う使用許可の変更を行っていなかった。これにより、改正前の使用料を徴収したため、1件、360円が徴収不足であった。</p>	<p>不適切事項の財産管理事務については、次のとおり措置した。</p> <p>1 工作物を台帳に登録していなかったことについては、当該システムの財産管理上の取扱いの確認漏れによるものであり、平成29年7月6日に工作物台帳に登録した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 行政財産の使用許可に係る使用料に関して、改正前の使用料を徴収したことによる徴収不足については、当該事業の担当職員において確認を失念し、進行管理も不十分であったことによるものであり、徴収不足の使用料は平成29年8月3日に収入済である。</p> <p>今後は、このようなことがないように、財産取扱主任者による職員への周知徹底を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
安全防災部工業保安課	平成29年7月21日（平成29年6月5日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>物品管理事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>1 購入により取得した車両1点（購入価格 3,580,115円）を備品台帳に登録していなかった。</p> <p>2 車両更新により廃棄することとなった車両1点（帳簿価額4,893,000円）について、不用決定を行わないまま、委託契約等に基づく明確な依頼をせずに、県の管理する施設以外の場所で保管させていた。</p>	<p>不適切事項の物品管理事務については、次のとおり措置した。</p> <p>1 車両を備品台帳に登録していなかったことについては、進行管理が不十分であったことによるものであり、平成29年6月6日に備品台帳に登録した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 廃棄することとなった車両の事務手続や保管が不適切であったことについては、</p>

			<p>進行管理が不十分であったことによるものであり、平成29年7月21日に不用決定を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないように、進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
--	--	--	--

(4) 県民局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
くらし県民部文化課	平成29年8月1日（平成29年6月14日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>財産管理事務において、自動販売機の設置に係る行政財産の使用許可（1台、2.13㎡）に当たり、一般競争入札の例外的な取扱いとして、施設財産部長通知により設置者を特定する配慮の必要性がある場合に、設置者に自動販売機の収支状況を報告させ、継続的に配慮の必要性を検証することを条件として使用許可が認められているにもかかわらず、検証の基礎となる自動販売機の収支状況を提出させておらず、配慮の必要性を検証していなかった。</p>	<p>不適切事項については、関係規定の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>自動販売機の収支状況を提出させていなかった平成28年度分については、平成29年7月5日に報告を受け、配慮の必要性について検証を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
くらし県民部国際課	平成29年8月1日（平成29年6月15日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>支出事務において、平成28年度かながわ国際スカラシップ留学生の11月分居住費41,000円について、契約書で定められた期限までに支払を行っていなかった。その結果、延滞事務手数料432円を支払っていた。</p>	<p>不適切事項については、支出事務における進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数の職員による進行管理を徹底するとともに、総務室と情報を共有することにより、適正な執行事務に努めることとした。</p>
次世代育成部次世代育成課	平成29年8月1日（平成29年6月21日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>1 放課後児童支援員等資質向上研修（発達障害）事業委託契約ほか4件（契約額計2,178,960円）について、受託者に個人情報を扱わせている</p>	<p>不適切事項の契約事務については、次のとおり措置した。</p> <p>1 受託者に個人情報扱っているにもかかわらず、契約で定められた個人情報の取扱いに係る届出書等の全てを提出させていなかったことにつ</p>

		<p>にもかかわらず、契約で定められた個人情報の取扱いに係る届出書等の全てを提出させていなかったものが1件、一部を提出させていなかったものが2件、一部の提出が遅れていたものが2件あった。</p> <p>2 保育士登録業務及び国家戦略特別区域限定保育士登録業務委託契約（契約額計24,140,366円）について、契約期間の開始日が平成28年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同年4月30日までに契約すべきところ、同年6月30日に締結していた。</p>	<p>いては、契約内容の確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、契約書の内容を再確認するとともに、必要書類の提出漏れがないよう、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な契約事務に努めることとした。</p> <p>2 会計局長通知に基づき平成28年4月30日までに契約すべきところ、同年6月30日に締結していたことについては、委託契約に係る事業者との調整及び進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、委託事業者への説明を十分行うとともに、進行管理を徹底することにより、適正な契約事務に努めることとした。</p>
--	--	---	---

次世代育成部 私学振興課	平成29年8月1日（平成29年6月20日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、幼稚園教員復帰等支援事業委託契約（契約額1,721,494円）について、受託者に個人情報を扱わせているにもかかわらず、契約で定められた個人情報の取扱いに係る届出書等を提出させていなかった。</p>	<p>不適切事項については、契約書の内容についての理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、契約書の内容を十分理解した上で業務に当たるとともに、複数職員によるチェックを行うことにより、適正な事務の執行に努めることとした。</p>
-----------------	---------------------------	---	---

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立かながわ県民活動サポートセンター	平成29年8月1日（平成29年5月25日及び同月26日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 収入事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 行政財産の使用許可に伴う光熱水費等の立替収入について、76件、2,503,484円の調定が三月を超えて遅れていた。</p> <p>(2) 行政財産の使用許可に伴う光熱水費等の立替収入について、計算の基礎となる</p>	<p>1 不適切事項の収入事務については、次のとおり措置した。</p> <p>(1) 行政財産の使用許可に伴う光熱水費等の立替収入の調定遅れについては、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、執行状況確認</p>

		<p>ガス料金の請求書を、翌月、誤って再度使用して計算したことなどにより、19件、108,861円が徴収不足であり、15件、7,727円を過大に徴収していた。</p> <p>2 契約事務において、産業廃棄物の運搬及び処分の委託契約4件（契約額計546,480円）の締結に当たり、契約書に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則により義務付けられている、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報及び委託契約を解除した場合の処理されない廃棄物の取扱いに関する事項の記載を行っていなかった。</p>	<p>表を作成し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>(2) 行政財産の使用許可に伴う光熱水費等の立替収入の金額誤りについては、立替収入を請求するための書類作成過程において、確認が不十分であったこと、また、端数処理等に関する会計知識が不足していたことが原因で積算額を誤ったものであり、徴収不足分については平成29年12月11日に収入済、過大徴収分については同年12月21日に返金済である。</p> <p>今後は、このようなことがないように、立替収入の計算書を修正し、複数の職員による確認体制を強化するほか、会計研修を積極的に受講するなど、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 不適切事項の契約事務については、産業廃棄物の運搬及び処分の委託契約に関し、法律に義務付けられている内容について認識が不足していたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、契約書及び仕様書を見直すとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県中央児童相談所	平成29年3月24日（平成29年3月23日及び同月24日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>庶務事務において、非常勤職員の給与の加給に当たり、加給額の算定根拠となる勤務期間を誤って計算したため、1件、73,566円が支給不足であった。</p>	<p>不適切事項の非常勤職員の給与の加給の支給不足分については、平成29年10月31日に本人に支給した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

<p>神奈川県立青少年センター</p>	<p>平成29年8月1日（平成29年5月30日及び同月31日職員調査）</p>	<p>（不適切事項）</p> <p>1 契約事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) ホール等運営業務委託契約（契約額35,463,420円）について、受託者に個人情報扱わせているにもかかわらず、契約で定められた個人情報の取扱いに係る届出書等を提出させていなかった。</p> <p>(2) 産業廃棄物の運搬及び処分の委託契約1件（単価契約、支出額108,108円）の締結に当たり、契約書に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則により義務付けられている、適正処理に必要な情報を記載していなかった。</p> <p>2 財産管理事務において、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部改正に伴う配管（5.3m）の使用許可の変更1件について、平成28年4月1日までに変更許可すべきところ、三月を超えて遅延していた。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 契約事務については、次のとおりである。</p> <p>(1) ホール等運営業務委託契約については、契約内容の確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後はこのようなことがないように、受託者から提出されるべき届出等の認識及び個人情報の取扱いの認識を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>(2) 産業廃棄物の運搬及び処分の委託契約については、関係法令の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係法令の理解の向上を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 財産管理事務については、改正通知の存在を認知していなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、業務に関わる情報の収集を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
---------------------	---	---	---

(5) スポーツ局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

<p>スポーツ課</p>	<p>平成29年7月24日（平成29年6月14日職員調査）</p>	<p>（不適切事項）</p> <p>庶務事務において、庶務事務システムに入力されていなかったため、週休日に勤務し、振替を行わなかった職員1名に対して、時間外勤務手当1件、31,418円を支給していなかった。</p>	<p>不適切事項の時間外勤務手当については、職員の勤務管理が不十分であったことによるものであり、不足分については平成29年7月14日に本人に支給した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、全職員に対し休日出勤の振替等に遺漏のないよう周知するとともに、グループリーダー（承認者）による確認を徹底することにより、適正な事務執</p>
--------------	-----------------------------------	---	---

			行に努めることとした。
--	--	--	-------------

(6) 環境農政局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	平成29年8月23日(平成29年6月29日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、著作物である水源の森林づくりボランティア等の写真3点の利用許諾料1件、65,448円の収入調定に当たり、歳入科目を(目)財産貸付収入とすべきところ、(目)雑入として整理していた。	不適切事項については、事業課からの歳入予算執行依頼票の内容確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、適切な歳入科目となっているかどうかを含め、執行依頼票の内容確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
環境部資源循環推進課	平成29年8月23日(平成29年7月7日職員調査)	(不適切事項) 1 工事事務において、かながわ環境整備センター遮水施設整備工事の変更契約額の積算に当たり、遮水工事に係るコンクリート工について、生コンクリートの水セメント比を指定なしとすべきところ、当初設計に引き続き、変更設計においても指定ありの材料を誤って適用したため、変更後の契約額(713,782,314円)が567,594円過大であった。 2 財産管理事務において、かながわ環境整備センターに設置した照明灯1基(取得価格291,600円)について、工作物台帳に登録していなかった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 工事事務については、設計書作成過程において、確認が不十分であったことから、積算の単価を誤り設計額が過大となったものである。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 財産管理事務については、工作物に関する認識不足及び所属内における施設等整備内容の情報共有が不十分だったことによるものであり、平成29年7月24日に工作物台帳に登録した。 今後は、このようなことがないように、各担当者に財産管理規定を周知するとともに、情報共有を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
緑政部水源環境保全課	平成29年8月23日(平成29年7月11日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、著作物である水源の森林づくりボランティア等の写真3点の利用許諾料1件、65,448円の収入調定に当たり、歳入科目を(目)財産貸	不適切事項については、歳入科目の確認が不十分であり、適切な歳入科目を設定していなかったことによるものである。 今後は、このようなことがな

		付収入とすべきところ、(目)雑入として整理していた。	いよう、関係職員への周知を行い、複数の職員による確認体制を強化するとともに、新たに水源環境保全課で(目)財産貸付収入の歳入科目を設定することにより、適正な事務執行に努めることとした。
農政部畜産課	平成29年8月23日(平成29年7月5日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、修理代ほか2件、265,440円について、約定期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息1,300円を支払っていた。	不適切事項については、支払にかかる進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
農政部水産課	平成29年8月23日(平成29年7月4日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部改正に伴う支線柱の使用許可の変更1件について、平成28年4月1日までに変更許可すべきところ、三月を超えて遅延していた。 (要改善事項) 県が管理する漁港施設占用許可の際の共架柱に係る占用料について、県が漁港漁場整備法(以下「法」という。)に規定される漁港管理規程として定められた神奈川県漁港管理条例(以下「漁港条例」という。)等に基づき取り扱うべきところ、漁港条例等には共架柱に係る占用料の定めがなかった。 (以下平成29年12月8日(神奈川県公報号外第53号)神奈川県監査委員公表第13号中 第3 監査の結果4 (2)④のとおり。)	不適切事項については、関係規定の理解及び確認体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 要改善事項については、占用許可の際の共架柱に係る占用料の算出根拠を明確にするため、平成29年12月22日に漁港事務所あて共架柱に係る占用料の算出根拠を定めた通知を発出した。

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県自然環境保全センター	平成29年5月17日(平成29年5月16日及び同月17日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、行政財産使用許可に係る使用料の収入未済1件、6,646円について、神奈川県財務規則の規定に反し、督	不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがな

		促状を発行しておらず、また、1件、16,956円について、納付期限後20日以内に督促状を発行していなかった。	いよう、複数の職員による納入状況の確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県農業技術センター 三浦半島地区事務所	平成29年5月16日（平成29年5月9日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、支線柱1本及び支線1条に係る行政財産の使用許可（使用料1件、1,133円）について、日付を遡って事実と異なる日付により許可を行っていた。	不適切事項については、関係規定等の理解及び確認体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定等の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することなどにより、適正な事務執行に努めることとした。

(7) 保健福祉局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	平成29年8月25日（平成29年6月29日職員調査）	（不適切事項） 1 支出事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 平成26年度被爆二世健康診断調査事業の額の確定に伴う国庫返納金1件、402,043円について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、延滞金165円を支払っていた。 (2) ひばりが丘学園ガス警報器取替工事代1件、186,300円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。 (3) 被爆者等健康診断委託料1件、116,871円について、約定期限までに支払を行っていなかった。このため、遅延利息100円を支払わなければならないにもかかわらず、これを支払っていなかった。 2 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 未病サポーター養成研修等業務委託ほか16件（契約	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、次のとおりである。 (1) 平成26年度被爆二世健康診断調査事業の額の確定に伴う国庫返納金については、人事異動に伴う事務の引継ぎが不十分であったため、国への国庫返納金の返還期限を失念し、結果として延滞金が発生してしまったものである。 今後は、このようなことがないよう、人事異動に伴う事務の引継ぎを十分に行い、事務の遅延等を防止し、適正な事務執行に努めることとした。 (2) ひばりが丘学園ガス警報器取替工事代については、請求書受領後、支払手続に時間を要したこと、及び振込口座の名義人を誤ったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、請求書受理後速やかに支払手続を行うこ

		<p>額計87,999,259円)について、契約期間の開始日が平成28年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同年4月30日までに契約すべきところ、いずれも5月以降に締結していた。</p> <p>(2) 産業廃棄物の運搬及び処分 の委託契約1件(単価契約、支出額62,100円)の締結に当たり、契約書に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令により義務付けられている、最終処分場の所在地、最終処分方法及び施設の処理能力の記載を行っていなかった。</p>	<p>とを改めて確認するとともに、口座名義の確認に細心の注意を払うこととし、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>(3) 被爆者等健康診断委託料については、請求書の確認及び契約条項の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、請求書の確認方法を改善し、契約条項の理解の徹底を図ることにより、適切な事務執行に努めることとした。</p> <p>遅延利息については、平成29年9月12日に支払った。</p> <p>2 契約事務については、次のとおりである。</p> <p>(1) 未病サポーター養成研修等業務委託契約については、4月は支払・契約事務が集中する時期であり、また人事異動の時期とも重なるにもかかわらず、経理担当者間での支援体制が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、事務の集中する4月について、経理担当者間で相互に協力し合うことを改めて確認することにより、事務の遅延等を防止し、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>(2) 産業廃棄物の運搬及び処分 の委託契約については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める契約書への記載事項の確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、産業廃棄物の運搬及び処分に当たっては関係法規を十分確認し、記</p>
--	--	---	---

			載漏れ等のないよう努めることとした。
保健医療部医療課	平成29年8月25日（平成29年7月6日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>財産管理事務において、シングルベッドほか68点の無償貸付けに当たり、神奈川県財務規則に基づき、部長決裁とすべきところ、経理担当課長の決裁のみにより貸付けを決定していた。</p>	<p>不適切事項については、主に事業担当者等に神奈川県財務規則に係る知識が不足していたことによるものであり、シングルベッドほか68点の無償貸付けについて、改めて回議し、部長決裁とした。</p> <p>今後は、このようなことがないように、歳出予算執行依頼票に、契約相手方へ物品の無償貸付けを行う案件である旨を明記するとともに、根拠規定(神奈川県財務規則第178条)の写しを添付し、事業担当者及び経理担当者が認識を共有することで、処理の誤りを防止することとした。</p>
保健医療部がん・疾病対策課	平成29年8月25日（平成29年7月12日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 支出事務において、支払通知変更依頼伺票の印刷代1件、68,904円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息300円を支払っていた。</p> <p>2 補助金交付事務において、平成27年度に交付した神奈川県地域自殺対策強化交付金事業費補助金1件、5,297,000円について、補助事業者に対して消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書を速やかに提出させるべきところ、その提出が著しく遅れていた。その結果、返還額が確定していなかった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 支出事務については、担当者が納品から支払までの業務の流れを把握していなかったことによるものであり、現在は、保健福祉局作成の「初めての経理事務マニュアル」等により、支払事務の流れを把握し、「進行管理表」の活用を徹底している。</p> <p>今後は、このようなことがないように、具体的には、事業担当者が実施伺いや執行依頼の起案の都度、「進行管理表」に入力し、グループの執行担当者は回議の際に「進行管理表」に入力があることを確認し、未払いがないか複数職員によるチェック体制の強化を図り、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 補助金交付事務については、補助事業者への指導が不十分であったことによるものであり、補助事業者に対して、平成29年8月31日付けで返還請求し、同年9月12日に</p>

			<p>収入した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、補助事業者に対しては、仕入控除税額の確認に必要な書類に係る記載例を示し、速やかな提出を依頼し、適正な事務執行に努めることとした。</p>
保健医療部保健人材課	平成29年8月25日（平成29年7月11日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>財産管理事務において、看護師等修学資金貸付金債権の平成28年度末の債権額が当該債権に係る個人別の債権額から確認できず、債権管理の事務処理が不適切であった。</p>	<p>不適切事項については、年度末の貸付金債権額の算定に当たり、年度中の増減額のみを確認し、個人別の債権を管理している台帳の数値と年度末現在額を突合していなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、作業内容のマニュアル化や組織的な進行管理、チェック体制の確立により、適正な債権管理に努めることとした。</p>
福祉部生活援護課	平成29年8月25日（平成29年7月5日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 支出事務において、被爆者等健康診断委託料1件、116,871円について、約定期限までに支払を行っていなかった。このため、遅延利息100円を支払わなければならないにもかかわらず、これを支払っていなかった。</p> <p>2 物品管理事務において、追録を行っている3点の加除式図書（平成28年度の追録購入額96,006円）について、備品として認識していなかったため、これらを備品台帳に記録していなかった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 支出事務については、請求書の確認及び契約条項の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、請求書の確認方法を改善し、契約条項の理解の徹底を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 物品管理事務については、本来備品として記録すべきであったが、物品管理者ほか関係職員による認識が不十分であったことによるものである。本件加除式図書3点については、消耗品から備品への組替えを行い、平成29年12月26日に備品台帳に記録した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、財務規則による物品の管理について理解の徹底を図ることにより、適正な管理に努めることとした。</p>

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県鎌倉保健福祉事務所三崎センター	平成29年8月10日(平成29年4月28日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、行政財産の使用許可に伴う光熱水費等の立替収入の調定に当たり、電気料相当額について、使用許可面積による按分計算の基礎となる金額から、別に計算を行い徴収している個別空調機に係る金額を控除していなかったため、12件、3,264円を過大に徴収していた。	不適切事項については、子メーター増設に伴う電気料の算定式の変更を失念したことによるものであり、過大徴収分については、平成29年9月14日に還付・戻出処理済みである。 今後は、このようなことがないように、関係規定等の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県厚木保健福祉事務所	平成29年3月9日(平成29年3月8日及び同月9日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、行政財産の使用許可の手続を行わずに電柱(本柱)に電線を共架させているものがあった。これにより、平成28年度における使用料2件、5,376円が徴収不足であった。	不適切事項については、管理する財産の現状把握が不十分であったことによるものである。 平成29年4月1日に使用許可し、平成28年度の使用料相当額については、平成29年4月13日及び同月24日に収入した。 今後は、このようなことがないように、管理する県有財産について常にその現状を把握するために、機会を捉えて巡視を行うなど、使用許可した財産の使用状況が適切であるか否か、また、不法な使用又は占拠が無いことなどを確認することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立煤ヶ谷診療所	平成29年5月22日(平成29年3月8日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、領収した現金を神奈川県財務規則に定める納付期限内に指定金融機関等に納付していないものが1件、237,960円あった。	不適切事項については、近年では1週間で保管現金が20万円を超えることがないため、保管現金の指定金融機関等への納付に係る神奈川県財務規則の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、神奈川県財務規則第90条第1項に定める現金の納付期限及び納付手続きについて、改めて事務職員全員に周知徹底するとともに、毎日の現金領収に

			よる保管現金が20万円を超えることのないよう、診療終了後に事務職員全員で確認を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立総合療育相談センター	平成29年3月24日（平成29年3月23日及び同月24日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、医事会計システム保守業務委託（契約額285,984円）及び医事会計システム用プロバイダ接続サービス（契約額7,560円）に係る平成29年1月分及び2月分の支払計58,708円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定める期限を経過しているにもかかわらず、支払手続を行っていなかった。	不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものであり、未払額58,708円については、平成29年3月31日に支払を行った。 今後は、このようなことがないよう、執行状況管理表を作成し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立保健福祉大学実践教育センター	平成29年4月21日（平成29年3月15日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、宅配便等利用料金（平成29年1月分）162,081円の支払に当たり、債権者の口座へ振り込むべきところ、誤って、公共料金の口座引き落としの際に使用する前渡金受領職員口座へ入金し、その後の処理に時間を要したことにより、約定した期限を過ぎて支払っていた。	不適切事項については、振込先の確認が不十分であったものであり、また、その後、債権者の口座に振り込めていない事実を確認するのに時間を要したために約定した期限までに支払ができなかったものである。 今後は、このようなことがないよう、担当者における見直し確認及び複数職員による確認を強化するとともに、支出執行権者及び出納員が責任を持って確認することを改めて徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

(8) 産業労働局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	平成29年8月4日（平成29年6月15日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、平成28年度エネルギー関連等ベンチャー事業化促進事業業務委託契約（2件、契約額計8,000,000円）の締結に当たり、2件の仕様書を取り違えて綴じ込んだ契約書で契約した後、誤りに気付き、作成し直したことから、本来、負担する必要のない収入印紙代等4,812円を支出していた。	不適切事項については、契約書の作成作業における確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、契約書作成に当たり十分注意するとともに、作成した契約書について複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めるこ

			ととした。
--	--	--	-------

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県かながわ労働センター	平成29年4月26日（平成29年4月25日及び同月26日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 収入事務において、行政財産の使用許可に伴う光熱水費等の庁費立替収入の調定に当たり、電気料及び害虫駆除料の算定基礎となる面積を誤ったことなどのため、12件、12,741円が徴収不足であり、12件、1,252円を過大に徴収していた。</p> <p>2 契約事務において、個人情報等が含まれる不用紙の溶解処理業務委託契約（精算額109,080円）について、個人情報の処理が書面による事前の承諾を経ることなく第三者に再委託されていた。</p> <p>3 物品管理事務において、追録を行っている3点の加除式図書（平成28年度の追録購入額43,185円）について、備品として認識していなかったため、これらを備品台帳に記録していなかった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 収入事務については、算定基礎となる数値の確認が不十分であったことから、計算を誤ったものであり、入居団体の光熱水費等の算定基準について、平成29年6月6日付けで正しい基礎数値に変更の上、徴収不足分については同年同月30日及び同年7月10日に収入済みで、過大徴収した分については、同年6月30日及び同年7月11日に還付した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、算定基礎となる数値について、担当者が相互に確認する体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 契約事務については、仕様書の内容確認が相互に不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、受注者に対し、原則として再委託は認められないこと、やむなく再委託する場合は書面による事前の承諾を経る必要があることなど、仕様の内容を十分に説明して、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>3 物品管理事務については、当該加除式図書を備品として認識していなかったことによるものであり、平成29年6月1日に備品台帳に登載した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図ることにより、適正な事務執行に努めることとし</p>

			た。
神奈川県かながわ労働センター県央支所	平成29年4月26日（平成29年4月21日職員調査）	（不適切事項） 収入事務において、中期労働講座に係る受講料75件 352,500円について、収入に係る事後調定を行っていなかった。	不適切事項については、調定に係る規定の認識が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、収入済一覧表をもって行う調定額の管理を徹底し、収入執行状況確認表を用いて、複数の職員による管理体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立東部総合職業技術校	平成29年4月20日（平成29年3月16日及び同月17日職員調査）	（不適切事項） 1 財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 行政財産の使用承認の手続を行わずに道路標識が設置されているものが2件あった。 (2) 開校時に設置したガードレール、県旗掲揚塔及び構内電柱について、神奈川県県有財産規則に定める工作物台帳に記録していなかった。 2 庶務事務において、人事給与システムに入力されていなかったため、週休日に広報活動業務に従事し、週休日の振替を行わなかった職員1名に対して、時間外勤務手当1件、32,000円を支給していなかった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 財産管理事務については、次のとおりである。 (1) 行政財産の使用の未承認については、使用承認の手続及び行政財産の管理に当たり、現状確認が不十分であったことによるものである。職員調査後、設置者に確認したところ、撤去工事を実施したい旨の申し出があり、平成29年4月5日に敷地外に移設された。 今後は、このようなことがないように、図面や現地の確認を定期的に行うことなどにより、適正な事務執行に努めることとした。 (2) 工作物台帳への未記録については、工作物の現状確認が不十分であったことによるものであり、平成29年5月1日に神奈川県県有財産規則に定める工作物台帳に記録した。 今後は、このようなことがないように、工作物の現状確認を行い、工作物台帳を補正することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 庶務事務の時間外勤務手当については、平成29年4月17日に本人に支給した。

			<p>今後は、このようなことがないよう、サービス管理を徹底し、確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
--	--	--	---

(9) 県土整備局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
建築住宅部住宅計画課	平成29年8月9日（平成29年6月13日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>収入事務において、応急仮設住宅に係る敷金精算残金1件、130,320円の収入未済について、神奈川県財務規則の規定に反し、納付期限後20日以内に督促状を発行していなかった。</p>	<p>不適切事項については、収入状況の確認が不十分であったことによるものであり、収入未済が判明後、直ちに電話等で督促を行い、平成29年4月24日に収入し、平成28年度の収入未済とならないように対応した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、新たに収入進行管理表を作成し、収入状況の確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県横須賀土木事務所	平成29年2月20日（平成29年1月10日から同月12日まで職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>工事事務において、道路街路整備工事の変更契約額の積算に当たり、道路法面に施工するモルタル吹付け工について誤った単価加算率を適用して積算していたため、変更後の契約額（573,577,200円）が340,200円過大であった。</p>	<p>不適切事項については、単価の加算率などの設計条件設定の確認が不十分であったことから、積算を誤り設計額が過大となったものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、設計担当者の最終段階での再確認と、検算者に加え複数職員による単価等の照合を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県住宅営繕事務所	平成29年8月9日（平成29年5月30日から同年6月1日まで職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>収入事務において、平成28年7月以降の公文書複写代等98件、2,610,322円について、収入に係る事後調定を行っていなかった。</p>	<p>不適切事項については、平成29年6月5日に、神奈川県財務規則に基づく調定行為である、徴収権者による収入済一覧表の確認を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数の職員による事務の確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

(10) 企業庁

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
水道部計画課	平成29年 7月24日（平成29年 5月19日職員調査）	<p>(要改善事項)</p> <p>1 「水道営業所が締結している水道施設設計業務委託契約に関する件」</p> <p>水道営業所が締結している水道施設設計業務委託契約について、仕様書における設計条件の整理、検討や照査などの記載内容が具体性を欠いていた。</p> <p>(以下平成29年12月 8日付(神奈川県公報号外第53号)神奈川県監査委員公表第13号中、第3 監査の結果 4(2)⑤のとおり。)</p> <p>2 「水道工事の路面復旧に伴う区画線工の積算に関する件」</p> <p>水道工事の路面復旧に伴う区画線工の積算に当たり、文字・数字・記号の数量について、施工実長(幅15cm換算)ではなく一律に1文字10mとして算出することとしていた。</p> <p>(以下平成29年12月 8日付(神奈川県公報号外第53号)神奈川県監査委員公表第13号中、第3 監査の結果 4(2)⑦のとおり。)</p> <p>3 「水道工事の施工における路面復旧工等についての品質管理及び出来形管理に関する件」</p> <p>水道営業所が執行している水道工事の施工に当たり、路面復旧工等について品質管理及び出来形管理の一部が水道工事標準仕様書(以下「水道仕様書」という。)のとおり実施されていなかった。</p> <p>(以下平成29年12月 8日付(神奈川県公報号外第53号)神奈川県監査委員公表第13号</p>	<p>要改善事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 水道営業所が締結している水道施設設計業務委託契約については、水道営業所の職員調査結果を事前に受けて日本水道協会発行の「水道施設設計業務委託標準仕様書」を基にするよう見直し、平成29年 3月29日に「特記仕様書へ記載する基本的事項」を関係所属に通知し、周知を行った。</p> <p>2 水道工事の路面復旧に伴う区画線工の積算については、施工実長で算出するよう見直し、平成29年 3月31日に「水道工事積算における適用基準」を改正し、関係所属に周知を行った。</p> <p>3 水道工事の施工における路面復旧工等についての品質管理及び出来形管理については、水道営業所の職員調査結果を事前に受けて基準の一覧表を受注者に分かりやすいように見直し、平成29年 3月31日に「水道工事標準仕様書」を改正し、関係所属への周知を行った。</p>

		中、第3 監査の結果 4(2) ⑧のとおり。)	
水道部水道施設課	平成29年7月24日(平成29年5月18日職員調査)	<p>(要改善事項)</p> <p>1 「概算数量設計による送配水管工事に関する件」 水道営業所で執行している概算数量設計による送配水管工事に当たり、受注者が監督員の承諾を得た設計数量(以下「確定設計数量」という。)を反映させないまま舗装復旧工を施工していた。 (以下平成29年12月8日付(神奈川県公報号外第53号)神奈川県監査委員公表第13号中、第3 監査の結果 4(2) ⑨のとおり。)</p> <p>2 「水道管布設工事現場管理等業務に係る歩掛に関する件」 企業局水道部水道施設課(以下「水道施設課」という。)が定めた水道管布設工事現場管理等業務に係る歩掛について、長期間にわたり、現場を取り巻く環境変化等を踏まえた検証等が行われていなかった。 (以下平成29年12月8日付(神奈川県公報号外第53号)神奈川県監査委員公表第13号中、第3 監査の結果 4(2) ⑩のとおり。)</p>	<p>要改善事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 概算数量設計による送配水管工事については、確定設計数量を反映させるよう見直し、平成29年8月9日に「概算数量設計の試行に係る特記仕様書」を改正し、関係所属への周知を行った。</p> <p>2 水道管布設工事現場管理等業務に係る歩掛については、作業実績を把握するため「水道管布設工事現場管理業務チェックシート」を作成し、作業実績の検証を行うこととした。</p>

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県企業庁相模原南水道営業所	平成29年9月6日(平成29年2月22日及び同月23日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>支出事務において、職員が仮眠するための布団に係る乾燥代1件、3,931円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払っていなかった。</p>	<p>不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、進行管理を徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県企業庁鎌倉水道営	平成29年3月21日(平成29	<p>(不適切事項)</p> <p>工事事務において、受注者に</p>	不適切事項については、安全

業所	年2月14日及び同月15日職員調査)	対する指導・監督が十分でなかったため、鎌倉市鎌倉山1丁目17番付近配水管改良工事(契約額36,847,440円)の施工に当たり、配水管布設工について、クレーン装置付バックホウにより配水管の据付作業を行っているが、クレーン装置の吊り上げ能力を超えて作業が行われており、施工の安全性が確保されていなかった。また、路面復旧工について、上層路盤の現地密度の測定を行っていないなど、契約図書(現場説明書)に定める水道工事標準仕様書に基づく出来形管理及び品質管理が適正に実施されていなかったものがあった。	管理や出来高管理に関して、受注者に対する指導や監督が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、施工計画書と水道工事標準仕様書の照合を実施することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県企業庁厚木水道営業所	平成29年4月19日(平成29年3月9日及び同月10日職員調査)	(不適切事項) 工事事務について、受注者に対する指導・監督が十分でなかったため、厚木市飯山1571番地付近配水管布設工事(契約額16,532,640円)の施工に当たり、契約図書(現場説明書)で定める水道工事標準仕様書に基づき、配水管布設工について、玉掛けを2点吊りにさせるべきところ、1点吊りで施工されており施工の安全性が確保されていなかった。また、仕切弁設置工等において、基礎の幅及び厚さなどの出来形管理が適正に実施されていなかったものがあった。	不適切事項については、安全管理や出来高管理に関して、受注者に対する指導や監督が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、施工計画書と水道工事標準仕様書の照合を実施することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県企業庁相模川水系ダム管理事務所	平成29年5月9日(平成29年5月8日及び同月9日職員調査)	(不適切事項) 工事事務において、相模貯水池護岸工事(その2)の設計額の積算に当たり、ブロック積護岸工について、水セメント比の指定なしの生コンクリートとすべきところ、指定ありのものとしたため、設計額(11,502,000円)が86,400円過大であった。	不適切事項については、設計書作成過程において、確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、事務所において設計時に使用するマニュアルに本件に係る事項を追加記載することにより、適正な執行に努めることとした。
神奈川県企業庁酒匂川水系	平成29年9月6日(平成29	(不適切事項) 支出事務において、非常用発	不適切事項については、進行

ダム管理事務所	年3月22日及び同月23日職員調査)	電機メンテナンス用の消耗品の購入代1件、10,427円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。	管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、進行管理を徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
---------	--------------------	---	---